

# 島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針

平成27年9月策定

令和4年3月改定

島根県 農林水産部

## 目 次

1.はじめに .....	1
1.1 背 景 .....	1
1.2 目的及び位置付け .....	1
2. 県内農林水産公共施設の現状と課題.....	2
3.基本方針 .....	3
3.1 基本方針の考え方、取組の方向性.....	3
4.個別施設計画の策定及び更新.....	3
4.1 県が策定する農林水産公共施設の個別施設計画について .....	3
4.2 農業農村整備施設 .....	4
4.3 森林整備施設.....	5
4.4 漁港漁場施設.....	5
5.市町村等関係機関との連携・支援 .....	6
6.取組に当たっての留意事項 .....	6
6.1 新技術の情報収集・導入 .....	6
6.2 情報基盤の整備と活用 .....	6
6.3 参考図書.....	6

# 1 はじめに

## 1.1 背景

農林水産公共施設は、農林水産業の持続的発展・振興に欠くことのできない水路、ため池、農道、林道、漁港施設などの生産基盤施設、農山漁村における集落排水施設や集落道といった生活基盤施設、土砂災害等から人命や財産を守り県土を保全する治山施設、地すべり防止施設、海岸保全施設などの防災施設など多岐にわたり、県民の社会経済活動や県民生活の安全・安心を支える重要なインフラとなっています。

これらのインフラの多くは高度経済成長期以降に集中的に整備され、近年、耐用年数を迎える施設の割合が加速度的に増えています。また、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進行状況など、施設の長寿命化に必要な情報が把握できていない施設も多く存在しています。

このような状況に至った背景には、国全体として急速な経済成長に伴い短期間に集中的なインフラ整備を進める必要があったこと、経年劣化等に伴う損傷はその進行速度が遅く、問題が顕在化するまで措置が先送りされたこと、管理者の危機意識が希薄であったことなどが挙げられます。このままでは、これらのインフラの老朽化がさらに進行し、機能保全（修繕、更新等）に係る費用の集中と増大を招くこととなります。また、本来の施設機能を十分に果たすことができずに、農林水産業や社会生活に大きな影響を及ぼす事態も懸念されます。

このため、農林水産公共施設の効率的・効果的な修繕・補修及び更新等を計画的に進める農林水産公共施設の長寿命化に取り組み、財政負担の軽減・平準化に努めながら適切に農林水産公共施設の機能を保全し、農林水産活動の持続・安定と社会生活の安全・安心を図る必要があります。

## 1.2 目的及び位置付け

平成 25 年 11 月に国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、インフラの戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、この基本計画に基づき、国の関係省庁及び地方公共団体において、それぞれ中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「インフラ長寿命化計画」（以下、「行動計画」という。）を、さらに個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画」（以下、「個別施設計画」という。）を策定することとされました。

これをうけ、県では基本計画に基づき「島根県公共施設等総合管理基本方

針」を平成27年9月に策定し、公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・平準化や公共施設等の有効活用・適正化に取り組むこととしており、その中で施設類型毎の管理については、各部局で策定する基本方針等に基づくこととしています。

農林水産公共施設は、県、市町村、土地改良区等の多様な主体により管理され、施設の所有者、管理者並びに更新等を行う対策実施者が異なる場合があることから、施設を適切に維持管理（点検・診断、補修等）し機能を保全していくためには、関係者の連携・協力や役割分担を円滑に行い、一体となって取り組む必要があります。

よって、農林水産部が所管するインフラの維持管理と機能保全を着実に進めるための基本的な考え方、取組の方向性を明確にするために「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定し、この基本方針に基づき関係部局及び市町村等と連携しつつ、令和2年度末までに個別施設計画を策定しました。今後はこれを実践することで、農林水産公共施設の長寿命化に向けた取組を更に強力に推進します。

個別施設計画：各施設に定められた単位毎に、点検・診断の結果に基づき、予算の状況や対策の優先度を考慮し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用し施設の長寿命化を図るもの。

## 2 県内農林水産公共施設の現状と課題

農林水産部が所管するインフラは、農林水産業や農山漁村にとって必要不可欠な社会資本であり、適切にその機能を発揮させるためには、効率的に維持管理や機能保全を行っていく必要があります。

これまでに整備した施設は高度経済成長期後半から平成初期に建設されたものが多く、建設後の時間の経過とともに老朽化が進行し、機能保全すべき時期を迎えた施設が相当数存在します。今後急速に耐用年数を超過する施設の割合が増加し、更新等に係る費用の大幅な増大が懸念されることから、財政的にも施設の長寿命化に向けたライフサイクルコスト（以下、LCCという。）低減の取組が必要です。

現在、農林水産公共施設では、緊急性や必要性等を踏まえ国庫補助事業等を活用し計画的に老朽化対策を進めています。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災を踏まえて、耐震基準の改定がなされましたが、これに対応した施設の性能強化は未だ途中であり、津波対策

基準においては、これから対処していかななくてはならない状況にあるなど、各種施設の安全性能を確保することも、現状の施設を有効に機能補強するものであり、老朽化対策に含め適切に取り組んで行く必要があります。

老朽化対策に取り組む人材、技術力については、農林水産省の支援等による技術情報の提供、研修等を通じて一定程度確保されているものの、まだ不十分な状況であり、引き続き研修会への参加、専門家の招致などにより、市町村等とも連携して、技術情報の収集や技術力の向上・拡大を図る必要があります。また、日常点検等の結果を踏まえて専門機関に詳細点検を委託するなど、必要に応じて外部委託等により適切な維持管理・機能保全の体制を確保していく必要があります。

### 3 基本方針

#### 3.1 基本方針の考え方、取組の方向性

これまでの維持管理や機能保全手法は、施設の損傷が進行してしまった後に補修や更新等を行う「事後保全型」によるものが大半でした。

今後、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型の老朽化対策」を基本として、LCCの低減と財政負担の平準化を図りながら、持続可能なメンテナンスサイクルを構築することにより長寿命化を図ります。

そのためには個別施設計画に基づく取組を、関係部局及び市町村等との情報共有を十分に図りつつ、施設の老朽化対策を計画的に実施していくこととします。

また、今後、社会経済情勢の変化等に応じて、施設に求められる役割や機能も変化していくものと考えられることから、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討します。

その結果、必要性が認められる施設については、老朽化対策の機会を捉えて農林水産業の就業人口の減少や高齢化など社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、ストックの適正化を推進し、維持管理費の節減を図ります。

### 4 個別施設計画の策定及び更新

#### 4.1 県が策定する農林水産公共施設の個別施設計画について

県が策定した農林水産公共施設の個別施設計画は、県が所有・管理する施

設、県が老朽化対策の事業主体と見込まれる規模を有する施設等、下表の施設を対象とし、国の事業制度の動向を踏まえて適切に策定及び更新するものとしてします。

表「個別施設計画の対象施設」

対象類型	対象施設
農業農村整備施設	農業水利施設（ダム（農地防災ダムを含む）、用排水機場、ため池等） 農道施設（橋梁、トンネル） 地すべり防止施設 海岸保全施設（農地）
森林整備施設	治山施設（地すべり防止施設を含む） 林道施設（橋梁、トンネル等）
漁港漁場施設	漁港漁場施設 海岸保全施設（漁港）

## 4.2 農業農村整備施設

### （ア）個別施設計画の策定及び更新

個別施設計画対象施設について、安全性、経済性及び重要性等の観点から、個別施設計画を策定していますが、今後は、定期的に施設の状態や老朽化等劣化の進行度合いを把握し、その結果を踏まえて個別施設計画を更新することとします。

また、造成や老朽化対策後間もない施設については、適期に点検・診断を実施し、その結果を踏まえた個別施設計画を策定します。

### （イ）点検・診断、修繕・更新等の対応方針

施設管理者が行う日常管理の点検結果や定期的な点検・診断の結果を対策実施者が個別施設計画に反映させるなど、施設管理者と対策実施者が情報を共有し、連携して取り組みます。

対策工事の実施に当たっては、個別施設計画を踏まえつつ、適時適切な修繕・更新等を行って行くことを基本としますが、計画どおりに実施することのみを優先するのではなく、施設の機能を継続的に監視し、その結果も踏まえ、必要に応じて個別施設計画を見直しつつ、ストックマネジメントサイクルを確立し、予防保全型の老朽化対策を推進します。

### ・ 4.3 森林整備施設

#### (ア) 個別施設計画の策定及び更新

個別施設計画対象施設について、予防保全型の考え方を前提とした点検・診断を実施し、個別施設計画の見直しを行っていきます。

ただし、次の施設については、管理者の主体的な判断により、その対象から除くことができることとします。(治山施設のみ該当)

#### ・ 維持管理・更新等の必要性が認められない施設

施設の効用により斜面の安定や溪岸の侵食防止等が図られ、健全な森林に回復し、森林の国土保全機能等の発揮と相まって、期待される効果が持続的に確保されうると考えられる施設。

#### (イ) 点検・診断、修繕・更新等の対応方針

点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の修繕や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、効果的かつ効率的な維持管理・更新等を実施するための「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。

### 4.4 漁港漁場施設

#### (ア) 個別施設計画の策定及び更新

全ての県管理施設について、個別施設計画に相当する「機能保全計画」、「長寿命化計画」を策定しています。

今後は点検・診断の結果や修繕履歴等の情報をもとに、維持管理・更新等に係る L C C の縮減及び予算の平準化を図るため、個別施設計画の更新を効率的に行い、予防保全型の老朽化対策を推進します。

#### (イ) 点検・診断、修繕・更新等の対応方針

点検・診断については、施設毎に策定した個別施設計画により実施します。

更新・修繕については、施設毎に策定した個別施設計画により行いますが、限られた予算の中、先ずは老朽化が著しく重要度の高い施設を優先的に実施します。

さらに、今後の水産業の動向や社会構造の変化等を踏まえ、機能の集約化・再編、既存施設の統廃合等によるストックの適正化を必要に応じ

て行います。

## 5. 市町村等関係機関との連携・支援

農林水産部が所管するインフラは、県が策定した個別施設計画の対象施設以外に市町村、土地改良区等が独自に所有・管理し、維持管理や機能保全を行う施設も多数存在します。

県は市町村等が策定した個別施設計画に基づく維持管理や機能保全の実施に向けた助言、技術支援及び新技術の情報提供等を行うものとします。

また、一部の施設では、日常の点検管理者、修繕対策実施主体、費用負担者が異なる、あるいは複数になる場合があることから、該当する施設関係者間で施設の劣化情報等を共有し、施設の老朽化対策の適時適切な実施に向けて協調して取り組みます。

## 6. 取組に当たっての留意事項

### 6.1 新技術の情報収集・導入

限られた人員や予算の中で維持管理、点検・機能診断等を効果的かつ効率的に実施するため、先進的な取組事例を収集・把握し、現場のニーズを踏まえつつ、点検・機能診断コストの低減を図るとともに、省力化や診断精度を高めるUAV・ICT等の新技術の導入を促進します。

### 6.2 情報基盤の整備と活用

維持管理から更新までの各段階で得られる情報は、合理的かつ効率的な管理や適切な設計・施工を行う上で重要なものであることから、その実施に際し得られた、施設の諸元、施工条件などの情報や維持管理・更新等の履歴等の情報を、GISデータなども電子データとして蓄積し、一元的な管理を図ります。今後、蓄積された情報は、日常的な点検作業の効率化や今後の老朽化進行予測、LCCの算定に活用し、より精度の高い個別施設計画の策定・更新を行っていきます。

### 6.3 参考図書

個々の施設について、国及び県等の公的機関が定める各種基準に準拠し作成します。